

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 23 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 22 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 7 月 29 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 26 日 午前 9 時 50 分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 6 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 8 月 7 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 4. 6 5 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 3 5. 3 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8. 7 6 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4. 4 6 平方メートル |



物 件 目 録

5 所 在 静岡市清水区宋原字入 1075 番地 2

家屋 番号 1075 番 2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 95.63 平方メートル

(現況)

床 面 積 約 152 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 9日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号1～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 静岡市清水区宋原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 4. 6 5 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 静岡市清水区宋原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 3 5. 3 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 静岡市清水区宋原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8. 7 6 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 静岡市清水区宋原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4. 4 6 平方メートル |



物 件 目 録

5 所 在 静岡市清水区宋原字入 1075 番地 2

家屋 番号 1075 番 2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 95.63 平方メートル

(現況)

床 面 積 約 152 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 6 平方メートル



令和7年（ケ）第7号

令和7年 2月28日受理

令和7年 3月27日提出

現 況 調 査 報 告 書

静岡地方裁判所

執行官 谷 津 幸 則

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 4. 6 5 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 3 5. 3 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8. 7 6 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4. 4 6 平方メートル |



物 件 目 録

5 所 在 静岡市清水区宋原字入 1 0 7 5 番地 2
家屋 番号 1 0 7 5 番 2
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 9 5 . 6 3 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1～4
現況地目	☒ 宅地(物件1～4) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり
建物	物件5
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物)。 ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積:約152㎡
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある 種類:物置 構造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積:約6㎡
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

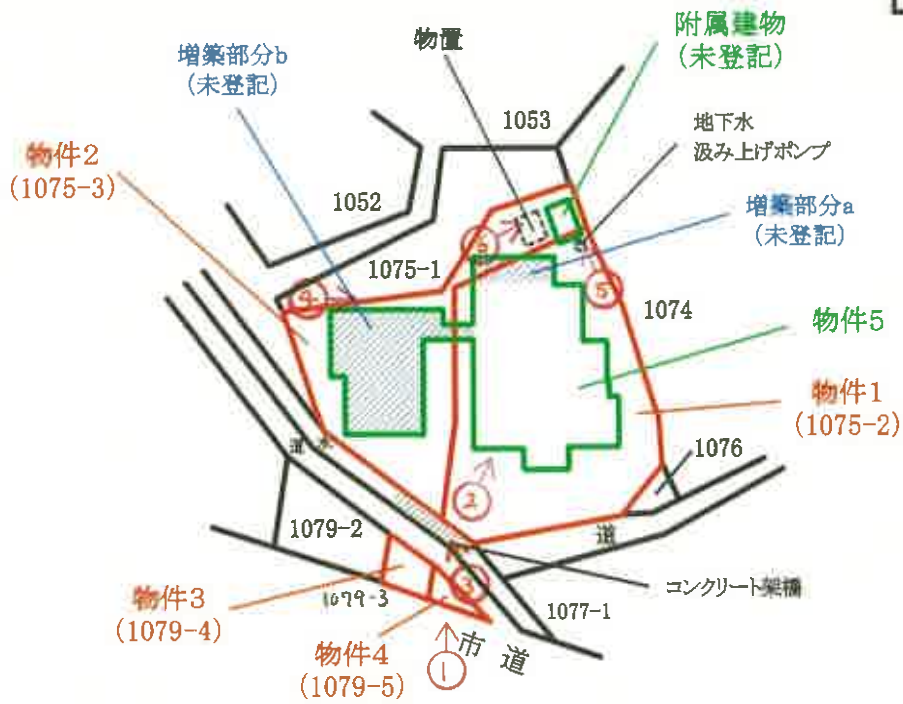
- 1 本調査に当たって所有者Aとの面談はできなかったが、表札、A宛の郵便物等の存在、現場の状況等から、占有者及び占有状況は2枚目のとおりと思料した。また、第三者が占有している兆候は見受けられなかった。
- なお、郵便受けにはB及びC宛の郵便物が存在したところ、Bは過去に本物件所在地を住居としていたが現在は転居しており、Cについては本物件所在地で住民登録した形跡が認められなかったため、本調査時点での占有はないものと思料した。
- 2 本物件は都市計画区域外に存在する。
- 3 物件3、4の土地は、その南側を舗装市道穴原入線に接面している。
- 4 公図上、物件1、2の土地と物件3、4の土地の間に水路と道が存在し、コンクリート製の橋が架けられている。静岡市役所清水出張所土木事務所によると、河川占用許可の該当はないが、今後土地建物を使用するにあたっては許可を要する可能性があるとのことである。
- 5 物件1、2の土地には物置2台が存在し、西側物置は、構造から構築物に該当すると思料された。東側の物置は建物に該当するが未登記かつ非課税で、所有関係が明らかではないものの、位置関係、用途等から物件5の建物の附属建物と思料した。また、物件1の土地上に地下水汲み上げポンプが存在する。
- 6 物件5の主である建物は、建物配置図及び間取図の増築部分aとある部分(約9㎡)及び増築部分bとある部分(約48㎡)の合計約57㎡が未登記で増築されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 2月28日(金) :-:	執行官室	静岡市役所に対し、本件建物間取図取寄せ申請・受領
7年 3月 6日(木) 12:50-13:15	静岡地方法務局 清水出張所	件外土地(1079-3外)登記事項証明書申請・受領 本件土地地積測量図申請・受領 本件各土地上の物件5建物以外の建物登記有無照会・該当なし
7年 3月 6日(木) 14:00-14:35	物件所在地	物件特定 写真撮影(外観)
7年 3月 7日(金) 8:35-9:40	静岡市役所清水庁舎 清水市税事務所 清水区役所戸籍 住民課 土木事務所	本件各土地上の物件5建物以外の建物公課証明申請・受領 本物件の所有者以外の居住者の住民票申請・Bにつき受領、Cにつき該当なし 河川占用許可の有無調査・該当なし
7年 3月24日(月) 10:20-11:10	物件所在地	全戸不在 占有・間取り・接道・隣接地等現地調査 写真撮影 評価人同行
年 月 日() :-:		
年 月 日() :-:		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年3月24日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Dを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

建物配置図



間取図

[物件5]

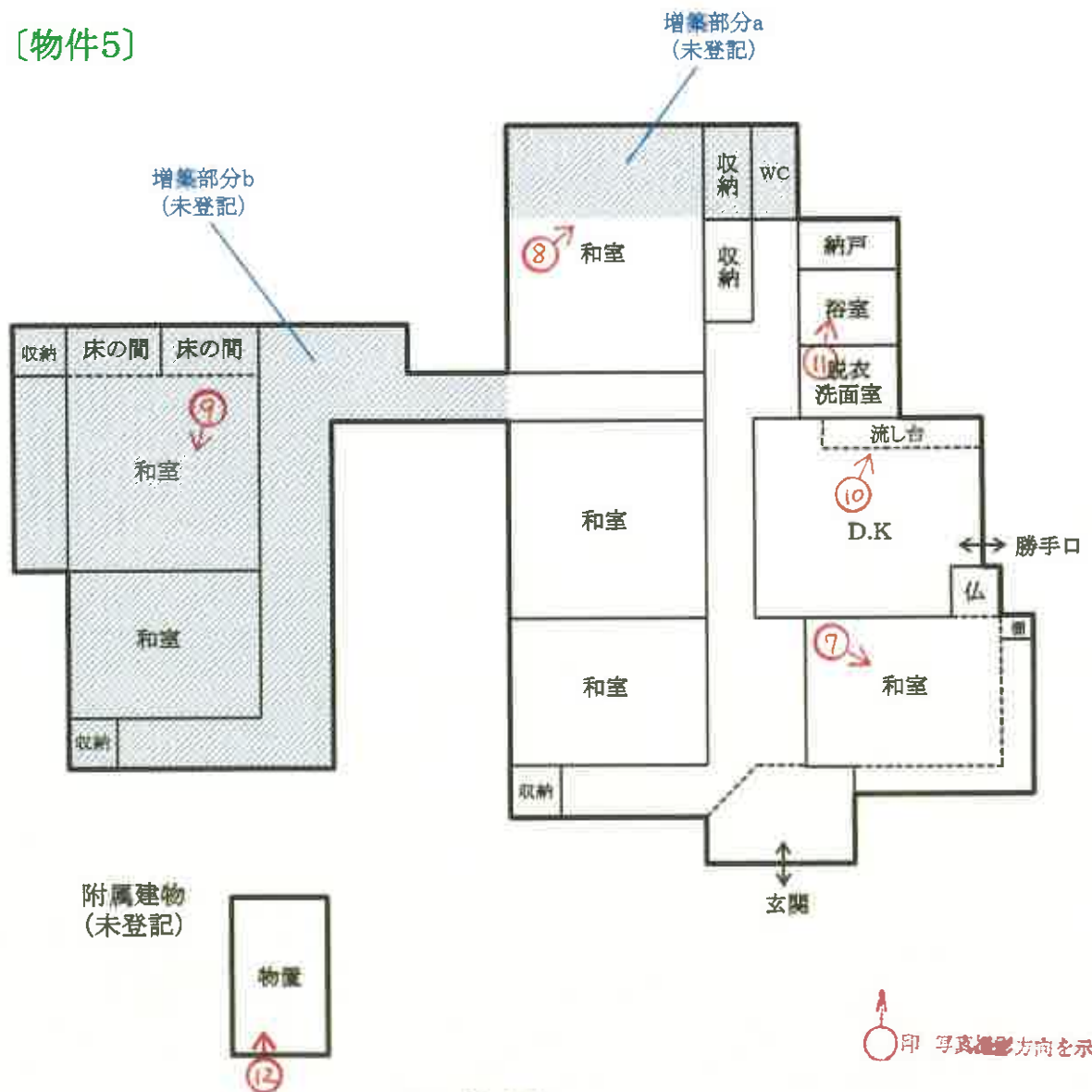


写真1



写真2



写真3



写真4



写真5 物件5 未登記附属建物



写真6 物件2 土地上の物置（構築物）



写真7



写真8



写真9



写真10



(11枚目)

写真 1 1



写真 1 2



令和 7 年（ケ）第 7 号
令和 7 年 3 月 24 日 現地調査
令和 7 年 4 月 1 日 評 価

静岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田島克彦

印

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 4. 6 5 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 5 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 3 5. 3 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8. 7 6 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 静岡市清水区宍原字入 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 9 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4. 4 6 平方メートル |



物 件 目 録

5 所 在 静岡市清水区穴原字入 1 0 7 5 番地 2

家屋 番号 1 0 7 5 番 2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 9 5 . 6 3 平方メートル



第1 評価額

一括価格	
金 1,400,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 560,000 円
物件2 (土地)	金 350,000 円
物件3 (土地)	金 20,000 円
物件4 (土地)	金 10,000 円
物件5 (建物)	金 460,000 円

- 1 一括価格は、物件1～5（未登記附属建物含む）の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～4の土地の内訳価格は物件5の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5（未登記附属建物含む）の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
3	物件目録記載のとおり	
4	物件目録記載のとおり	
5	物件目録記載のとおり	未登記増築部分あり 未登記附属建物あり
特 記 事 項		
・物件1～4は一体利用され、地上に物件5の建物が存している。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～4）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「興津」駅の北方・直線距離約 11 km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	国道 52 号西側背後の山間集落地域内に位置し、農地が多く見られる中に、農家住宅、一般住宅が介在する利用態様下にある。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — —
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	363.17 m ² (物件 1～4 の合計) 不整形 間口約 8m、奥行約 25m 平坦地 南側道路と概ね等高に接面する中間画地 ※物件 1、2 は接道付近からスロープ形式にて約 1m上方に位置する。 —
接 面 道 路 の 状 況	南側幅員約 2.7m の舗装市道	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件 5 の建物敷地（未登記附属建物含む） 目的外建物の有無・・・なし その他・・・物置、地下水汲み上げポンプ	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ※特記事項参照 ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。 「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・ 物件 1、2 と物件 3、4 との間に赤道、水路が介在し、現況コンクリート製の橋が設置されているが、当該架橋について河川占用の許可は取得されていない。なお、今後も継続して利用する場合には、河川占用許可を取得する必要がある。 ※許可取得手続きの詳細等については、静岡市清水区役所内土木事務所に問い合わせされたい。 ・ 水道本管は南側市道に埋設されているが、現況地下水を利用している。 ・ 土砂災害警戒区域内（区域名：天神ノ入沢、宍原入）に位置している。 ・ 土石流危険区域（天神ノ入沢）、急傾斜地崩壊危険箇所（宍原一ホ）内に位置している。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月（登記記載）：昭和58年6月新築 経 過 年 数：約42年 経済的残存耐用年数：乏しい
仕 様	構 造：木造平家建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板 外 壁：ボード、吹付 内 壁：クロス、ボード、板、ジュラク等 天 井：クロス、ボード、板等 床：畳、フローリング、シート、板等 設 備：電気、給排水、衛生 その他：—
床面積（現況）	95.63㎡（登記）＋約9㎡（未登記増築a） ＋約48㎡（未登記増築b）≒ 約152㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	やや劣る
保守管理の 状態	やや劣る （経年劣化による減耗・損傷等）
建物の利用 状況	建物所有者が住居（空き家）として占有している。 ※詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特記事項	・北側付近及び西側付近に未登記増築部分が確認された。なお、増築時期は不明である。 ・未登記附属建物の概要は以下の通りであり、建築時期は不明である。また同建物は、全体的に損傷、劣化している状態にある。 ＜未登記附属建物＞ 構 造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 用 途：物置 床 面 積：約6㎡

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が居宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1～4（土地）

物件1～4の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	9,400	0.90	214.65	0.90	1,630,000
2	9,400	0.90	135.30	0.90	1,030,000
3	9,400	0.90	8.76	0.90	70,000
4	9,400	0.90	4.46	0.90	30,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地 富士宮－9

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $11,300 \text{ 円/㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/120 \div 9,400 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：－

◇地 域 格 差：街路条件、環境条件を考慮した。

イ 個 別 格 差：形状、水路介在等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 5（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
5	157,000	約 152	0.03	720,000
未登記 附属建物	面積、品等などの現況を考慮した。			10,000
(物件 5 小計)				(730,000)

ウ 現 価 率：経過年数、管理の状態、市場性等を考慮して上記の通り査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	1,630,000	0.15	法定地上権	240,000
2	1,030,000	0.15	法定地上権	150,000
3	70,000	0.15	法定地上権	10,000
4	30,000	0.15	法定地上権	10,000
(小 計)				(410,000)

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を15%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	1,630,000	－ 240,000		0.80	0.50	560,000
2	1,030,000	－ 150,000		0.80	0.50	350,000
3	70,000	－ 10,000		0.80	0.50	20,000
4	30,000	－ 10,000		0.80	0.50	10,000
5	730,000	＋ 410,000	－	0.80	0.50	460,000
一 括 価 格 (合 計)						1,400,000

ウ 占有減価修正：－

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、市場が未成熟な山間地域に存すること、土砂災害警戒区域に存していること等を考慮して、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示地価格 (富士宮-9)

所 在：富士宮市大久保字久保通 320 番 1

価 格：11,300 円／ m^2

価 格 時 点：令和 7 年 1 月 1 日

地 積：307 m^2

供給処理施設：水道

接 面 街 路：西側 5.3m 市道

用途指定等：市街化調整区域（建蔽率 60%、容積率 200%）

地域の概要：一般住宅と農家住宅が混在する住宅地域

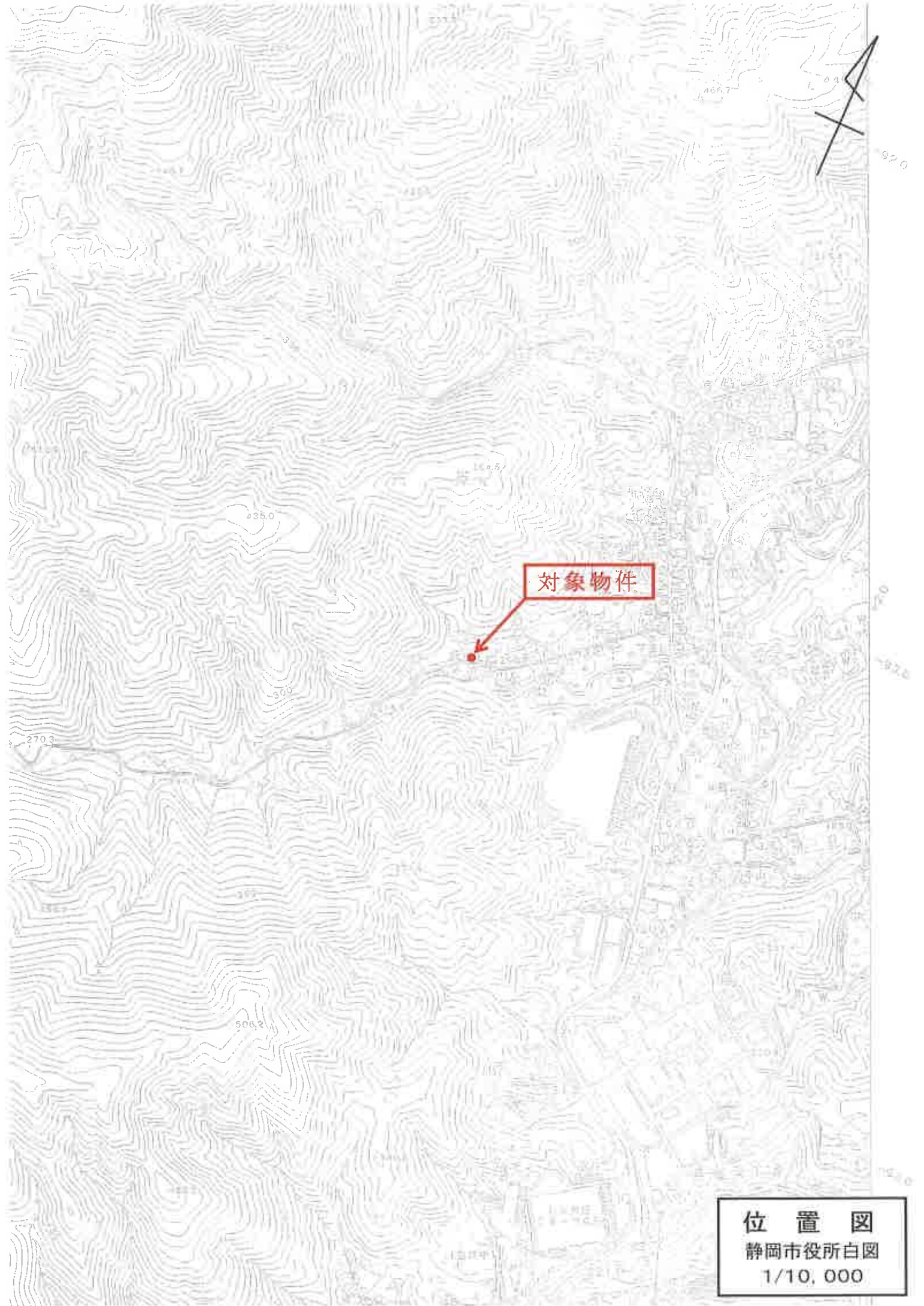
第7 附属資料

1 位置図

2 公図写

3 建物配置図

4 間取図



位置図
静岡市役所白図
1/10,000



2572-1

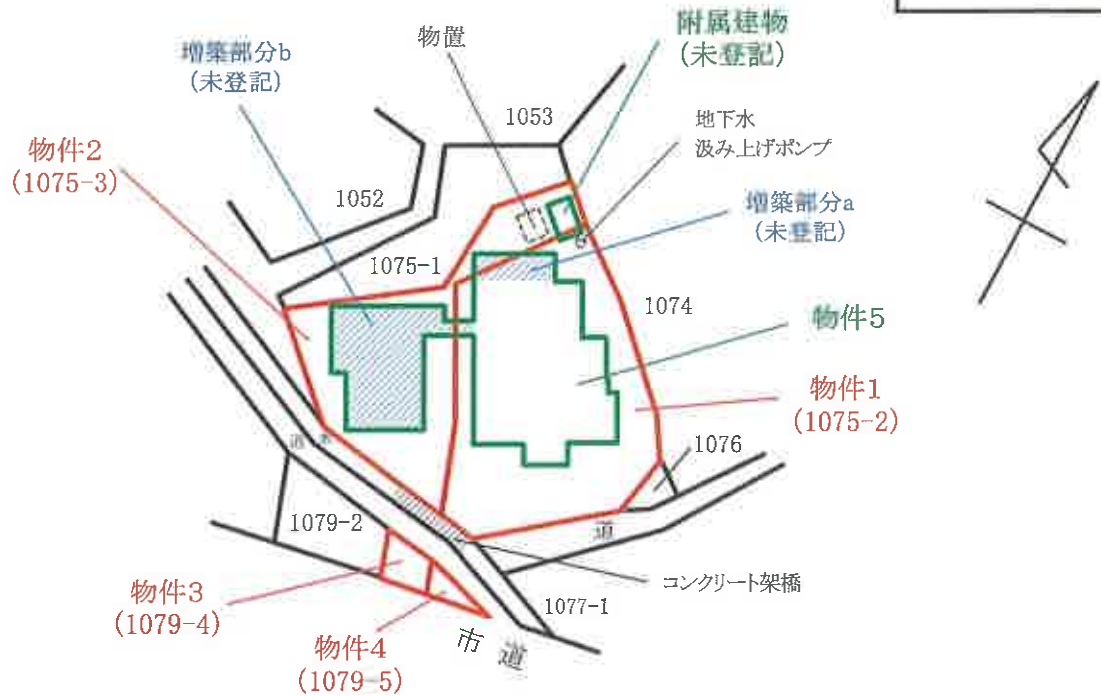
1105

道

公 図 写

1 / 600

建物配置図



間取図

